

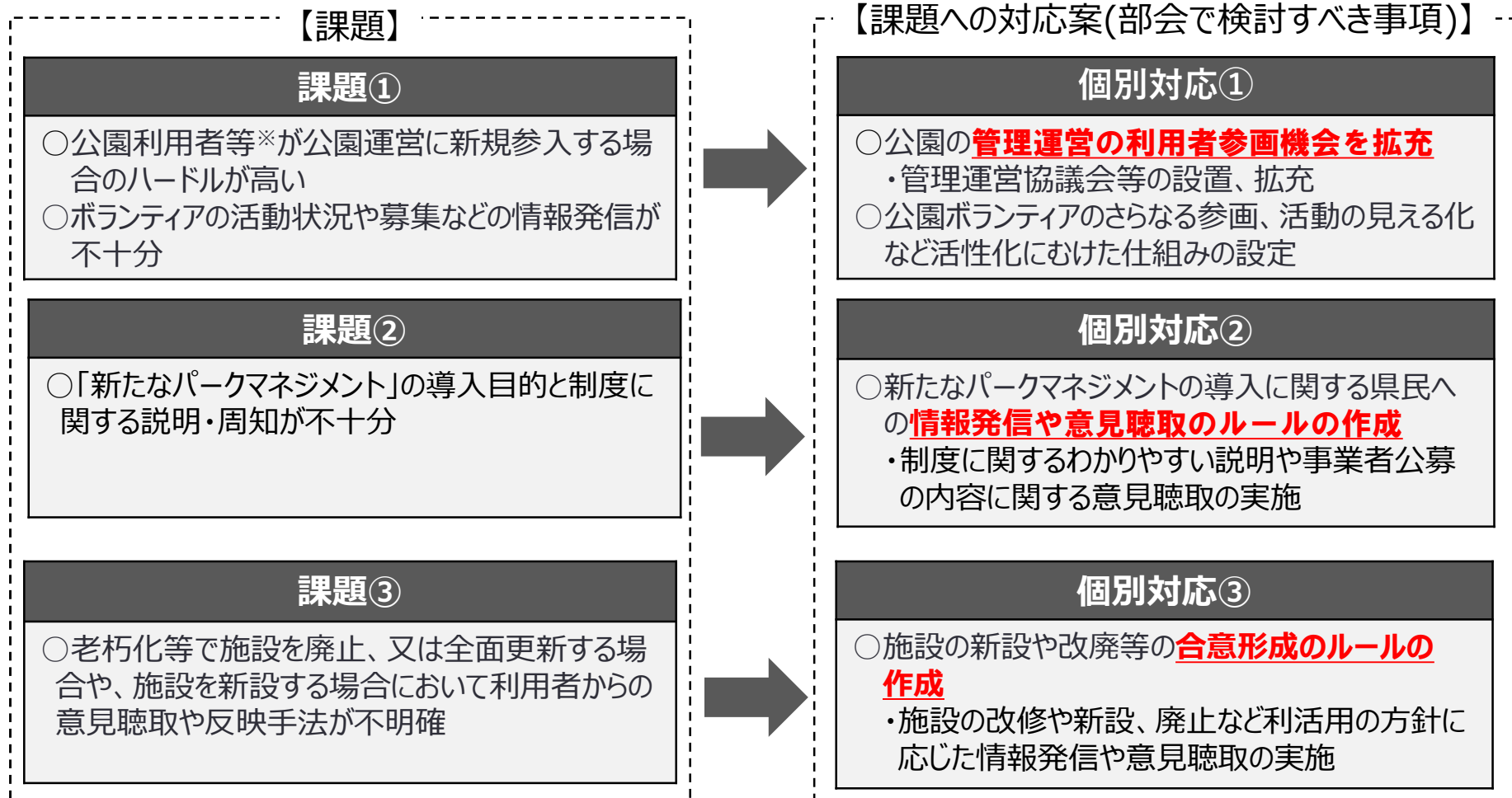
検討に当たっての基本的な考え方(案) 【活性化】

令和4年10月26日



■ 活性化のあり方について

- 3つの課題に応じて、個別対応を実施。
- 各公園が持ち合わせる特性（環境、歴史、文化等）を最大限価値化しつつ、新たな価値を共有することも視野に入れながら活性化に取り組む。



※「公園利用者等」…公園利用者、NPO、行政、Park-PFI事業者等を含む幅広い関係者。

検討に当たっての基本的な考え方【活性化】（案）



① 今後の公園の管理運営の進め方

- ・公園の管理運営について利用者参画機会の拡充を図るため、管理運営協議会等の設置、拡充を行う。
- ・公園利用者等からの提案聴取やボランティアのさらなる参画を促す仕組みを設定する。

※「管理運営協議会等」

従来の管理運営協議会のほか、定常的に活動するサークル、団体、実験的なプロジェクトなど公園の利活用について議論する場もあり得ることを想定。

【目指すべき姿】

- 「要望の場」ではなく「連携のアイデアを提案し、活動につなげる場」。
- 既存の活動のアウトプットだけでなく、新しい視点を取り入れるインプットの場。
- 各人の持つそれぞれの公園の価値（固有の価値だけでなく、新しい価値、失われていく価値）を認識し、共有したうえで、公園の管理運営を考える場。

< 今後の管理運営協議会等の取組み（例） >

	未設置の場合（明石）	設置済の場合（赤穂、播磨中央）
例	<ul style="list-style-type: none">○公園利用者等（公園利用者、NPO、行政、Park-PFI事業者等を含む幅広い関係者）が参画する管理運営協議会等の立上げ○誰もが自由に提案して議論に参加できる仕組みの創設	<ul style="list-style-type: none">○より幅広い参画を実現するためのメンバー構成の検討○同左

< 公園利用者等のさらなる参画を促す仕組み（例） >

- 公園ボランティア活動の見える化への取組み（SNS等を使った積極的な情報発信など）
- 公園利用者等からの提案型企画や教育学習活動を促す取組み（公園内で可能なイベント等の説明や相談窓口の明示）

検討に当たっての基本的な考え方【活性化】（案）



②新たなパークマネジメントの導入の進め方

<基本方針>

- ・県の責任と負担による県立都市公園の整備や維持管理を基本とし、公園のさらなる魅力向上を図るための手段として、各公園の持つ特性を活かした整備や維持管理を、民間事業者の優れたノウハウや投資を呼び込んで実現する。
- ・新たな施設整備は、自然環境保全のあり方で検討する自然保護エリア（例：B-3保護ゾーン）を除くエリアでの実施を条件とする。

<事業者公募までの具体的な進め方（例）>

- ・導入に向けた各段階において県民への情報発信や意見聴取のルールを設定する。

区分	具体的手法
広く情報発信	○記者発表に加え、公園利用者等向けのポスター掲示、チラシ配布及びHPへの掲載等を実施
協議会等へ説明	○管理運営協議会等に丁寧に説明し、意見を伺う
意見聴取	○公園利用者等からの意見聴取

<フロー>

	事業可能性調査	調査結果公表	公募方針検討	公募開始	事業者決定
広く情報発信	●	●		●	●
協議会等へ説明	●	●	●	●	●
意見聴取			●		



③老朽施設の活用のあり方

- ・施設の新設や改廃等の合意形成のルールを設定する。
- ・管理運営協議会等や公園利用者等に対し、事前に、丁寧な情報発信を行う。
- ・公園利用者等からの意見については、可能な限り、施設の利活用の方針に反映する。

<施設の利活用に関する合意形成ルールの設定（例）>

区分	施設※の更新	新設、廃止、 施設※用途の変更
管理運営協議会等への報告	○	○
HP等を通じた情報発信	○	○
公園利用者等への意見聴取 (利用者アンケート、関係団体へのヒアリング、HP等を通じた意見聴取など)	—	○

※上下水道、電気通信などのインフラを除く